

## 令和2年度決算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事業名	事業費	一般財源	うち都市計画税
街路整備事業	249,984	40,756	986,079
公園整備事業	745,877	123,228	
下水道整備事業	174,131	143,661	
地方債償還	1,836,778	1,760,271	
合計	3,006,770	2,067,916	986,079

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。